

○経済産業省告示第百三十三号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年九月十二日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
備考 第二号の七及び第四号における用語の意義は、次に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 原油の「上限価格」とは、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐ	備考 第二号の七及び第四号における用語の意義は、次に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 原油の「上限価格」とは、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐ

ぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の上限価格を定める件（令和四年外務省告示第四百四号。以下「上限価格を定める外務省告示」という。）別表１に定める原油の上限価格をいう。ただし、上限価格を定める外務省告示の改正により、上限価格を定める外務省告示別表１に定める原油の上限価格を引き下げた場合であつて、当該改正の日より前に役務取引等に係る契約を行った者が

ぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の上限価格を定める件（令和四年外務省告示第四百四号。以下「上限価格を定める外務省告示」という。）別表１に定める原油の上限価格をいう。

(4) ・ (5) (略)	(4) ・ (5) (略)
その契約に基づいてする取引（当該改正の日より前に仕向地への輸出を目的として船積みされた貨物であつて、令和七年十月十七日までに当該仕向地において船卸しをされるものに係る取引に限る。）については、当該改正の日の前日において上限価格を定める外務省告示別表1に定められている上限価格をいう。	